

# 一般会計補正予算、 病院事業会計補正予算 などを可決

第3回光市議会臨時会が7月29日に開催され、平成17年度一般会計補正予算や平成17年度病院事業会計補正予算、訴訟上の和解についてなどが審議され可決されました。主な内容は次のとおりです。



今年7月の集中豪雨により被害を受けた農道など農林水産施設や、市道など土木施設、小学校の法面など文教施設の災害復旧にかかる経費 2637万円

## 訴訟上の和解について

平成15年9月18日付けで提起された光総合病院における損害賠償請求事件について、裁判所の和解勧告に基づき、相手方と光市の間で和解することについて同意されました。

## 病院事業会計補正予算

右記の和解に伴い、和解金として収益的支出で医業費用を4000万円増額し、和解金にかかる保険金として収益的収入で医業収益を同額増額しました。

**一般会計補正予算**  
歳出において、農林水産業費を2900万円、災害復旧費を2637万円増額し、これらの財源として予備費を5537万円減額しました。  
内容  
昨年の台風18号による室積江ノ浦地区の被災者への損害賠償金 2900万円

# アスベストに関する 相談窓口について

市では、石綿（アスベスト）による健康被害が相次いで表面化している問題に対処するため、庁内に助役を議長とする「アスベスト対策庁内連絡会議」を設置し、今後の取り組みについての検討を行っています。また、学校などの教育施設をはじめとした市公施設での石綿（アスベスト）使用の実態調査などを実施しています。

「アスベスト対策庁内連絡会議」に関するお問い合わせ：市役所総務課 0833(72)1400

なお、石綿（アスベスト）に関する個別の相談については、下表の各機関の窓口にお問い合わせください。



アスベスト対策庁内連絡会議の様子

相談業務	各機関の窓口	市の担当課
健康相談に関する事	周南健康福祉センター健康増進課 0834(33)6425	健康増進課 0833(74)3007
	山口県健康増進課 083(933)2956	
環境汚染に関する事	周南健康福祉センター環境保全課 0834(33)6428	環境保全課 0833(72)1400
	山口県環境政策課 083(933)3034	
住宅に関する事	周南土木建築事務所建築住宅課 0834(33)6475	建築住宅課 0833(72)1400
	山口県住宅課民間住宅班 083(933)3883	
石綿取扱いの職歴のある方の相談	山口産業保健推進センター 083(933)0105	商工観光課 0833(72)1400
	下松労働基準監督署 0833(41)1780	
健康管理手帳制度、労災補償制度等に関する事	山口労働局 083(995)0365	同左
	光市教育委員会教育総務課 0833(74)3601	

# 下水道で清らかな水環境を守ろう！

下水道 いつか私にもどる水 (平成17年度下水道推進標語)

9月10日は下水道の日です。下水道は、各家庭や工場などから排出される汚れた水を、きれいで安全な水にして、川や海へ返すという重要な役割を果たしています。光市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸や水鳥の楽園として知られる島田川などの清らかな水環境に恵まれた美しいまちです。

市民の皆さん、この機会に、下水道の重要な役割について考え、下水道を利用することで、これらの豊かな自然の財産を守っていきましょう。

## 下水道の役割

日頃、私たちが目にすることが少ない下水道ですが、水環境においては、たいへん重要な役割を担っています。では、下水道が私たちの生活の中で、どのような役割を担っているか、いくつか挙げてみましょう。

「水質保全」家庭や事業所などから出る汚水をきれいにして海に戻すため、美しい自然を守ることができます。

「環境保全」家のまわりに汚れた水がたまらないので、害虫や伝染病の発生を防ぐことができ、きれいなまちなります。

「トイレの水酸化」悪臭やくみ取りの手間から解放され、さわやかな生活を送ることができます。また、衛

生的で、小さいお子さんやお年寄りにも安心です。

このように、下水道は、美しい自然と私たちの快適な生活を保つため、毎日24時間働き続けています。

## 下水道につないで！

では、下水道につなぐにはどうしたらいいのでしょうか？

そのためには、まず居住地が下水道につながる状態（処理区域）にあることが必要です。処理区域内にあるなら、市の指定工事店へ工事の申し込みをしましょう。

指定工事店は、市の基準に合った技術等を習得しており、安心して接続工事をまかせられる工事店です。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

お気軽にお問い合わせください。

Q 処理区域になっても、下水道にはつながっていないの？

A 居住地が処理区域になった場合、浄化槽を設置しているご家庭は、できるだけ速やかに（おおむね1年以内）に下水道へ接続しなくてはなりません。また、くみ取り便所のご家庭は、3年以内に公共下水道に接続された水洗便所に改造しなくてはなりません。

## ルールを守り正しく使おう

せっかく下水道につないでも、使

い方が悪いと排水管が詰まり、結局は、悪臭を伴い不衛生になってしまいます。また、下水道施設の維持管理と下水の処理には、膨大なエネルギーと費用を必要とします。ルールを守って正しくご使用ください。

トイレでは、トイレットペーパー以外の紙は使わないようにしましょう。ティッシュペーパーなどは、水に溶けないため、管の詰まりや器具の故障の原因になります。

キッチンでは、油などはキッチンペーパー等でふき取るが、凝固剤等で固めて燃えるゴミとして出しましょう。また、生ゴミ粉砕器（ディスポーザー）は、排水管の詰まりなどの原因になるケースが多いため、使用を禁止しています。

ガソリンや灯油、シンナー、薬品類は絶対に流さないようにしましょう。特に揮発性の高いものは、大爆発を起こす原因になります。



問合せ 下水道課 0833(72)1400